

(2025 年度)

事業計画

学校法人 聖マリアンナ医科大学

聖マリアンナ医科大学（2025 年度）事業計画

本学が掲げる大学の理念・目的を達成するため、2025 年度から 5 年間の新たな中期計画（第Ⅱ期）を策定し、この中期計画に基づく具体的な施策として年度ごとに事業計画を策定しています。

2025 年度は、大学病院の建て替え工事も完了し、収入の確保、適切な人員配置、働き方改革の促進、DX 化の推進など、現在進められている取り組みをさらに加速させるため、本学が更なる飛躍に向け今後の持続的発展を推進する上で重要な年と考えております。

－ 建学の精神 －

キリスト教的人類愛に根ざした「生命の尊厳」を基調とする
医師としての使命感を自覚し、人類社会に奉仕し得る人間の育成、
ならびに専門的研究の成果を人類の福祉に活かしていく医師の養成

－ 本学の使命 －

生命の尊厳に基づき人類愛にあふれた医療人の養成

【標語】 Love for Others, Dignity of Life

教 育	研 究	診 療	法人運営	財 務	特別事項
豊かな人間性と高い倫理観を備えた医療人を育成する。	研究の成果を社会に還元することにより社会の発展と人類の福祉に貢献する。	高度かつ良質な医療を追求し、地域との連携を深め、地域医療、地域住民の健康と福祉を支援する。	理事会、評議員会の構成、役割が大きく変わるなか、公共性、公益性を担保し、教育・研究・診療の質を高めていく。	建学の理念を実践する様々な事業を将来に向け営んでいくための強固な財政基盤を確立する。	新たな寄付事業の創設と、管生キャンパスリニューアル・グランドオープンに向けた最終段階を安全かつ遅延なく遂行する。
中 期 目 標					
・グローバルスタンダードに準拠した医学教育の実践 ・教育環境の充実 ・医師及び看護師国家試験合格率の向上 ・学生支援の更なる充実 ・適正かつ公正な入学者選抜の実施	・研究活動の更なる活性化 ・研究基盤強化、環境整備 ・研究成果の社会還元（知財） ・産学官連携の活性化	・安全で良質な医療の提供 ・地域医療機関等との連携強化 ・先進医療の導入 ・優れた医療人の育成 ・安定した経営基盤の確立 ・医師の働き方改革の推進	・ガバナンスの強化 ・コンプライアンスの強化 ・危機管理体制の強化 ・ブランド力の向上 ・人事マネジメント（社会的課題への取り組み）の強化 ・適正な人員配置 ・コスト削減と業務管理の強化 ・ICT利活用推進 ・内部質保証の推進	・安定的な教育研究診療活動遂行のために必要な財政基盤の確立 ・収益増進に寄与する戦略的投資の推進 ・医学部棟耐震化に向けた整備事業の推進 ・各特定資産の効率的な運用と有効的な財源活用	・聖マリアンナ医科大学みらい募金の推進 ・管生キャンパスリニューアル計画

目次

1. 医学部	3
2. 大学院	5
3. 看護専門学校	6
4. 教員組織	11
5. 研究	11
6. 大学病院	12
7. 西部病院	16
8. 多摩病院	22
9. プレストセンター	24
10. 法人運営	26
11. 財務	30
12. 新たな寄付募集事業の計画	32
13. 菅生キャンパスリニューアル計画	32

1.医学部

(1) グローバルスタンダードに準拠した教育の実践

- ① 臨床実習における医学生の医行為に対する患者同意の制度を徹底させる。
 - ・ 臨床実習委員会にてオプトアウトのみで行われている現行制度を見直し、包括同意だけでなく個別同意を含む新制度を確立させる。
- ② 多職種連携セミナーに参画する他大学を増やす。
 - ・ 多職種連携セミナーは、現在、医・薬・看の3学部で実施しているが、看護学生の人数が少なく議論の均衡が図れないため、看護学部の参加を増やす等の検討を進める。また、医学部は臨床実習前の第4学年学生が参加しているが、臨床上の問題に加え、社会的問題についても議論するため、臨床実習開始後の第5学年の参加に変更することを検討する。
- ③ 海外協定校の拡充を図るとともに、留学生の受入と派遣を推進し、国際交流の活性化を図る。
 - ・ 引き続き協定校の拡充を図りつつ、現在進行している米国、カナダ、インドネシアの大学との学生交流協定締結のため合意形成を進展させる。
- ④ 全教員を対象としたより質の高い教育FDを開催し、更なる教育力の向上を図る。
 - ・ スキルアップFDの受講率向上を図るとともに教育スキル向上に向けた対面でのワークショップの企画・立案に着手する。

(2) 教育環境の充実

- ① 電子カルテの機能充実を図る。
 - ・ 指導医の承認機能等をはじめとした更なる機能の導入を検討する。
- ② シミュレーション機器の充実と更新を行い、利用者数の増加に繋げる。
 - ・ OSCE委員会や臨床実習委員会にてシミュレーションセンターの更なる活用法を検討する。
- ③ ICTツールを積極的に利用した医学教育を行う。
 - ・ ブロックTBLの実施方法の見直しに伴い、ICTツール等を活用した双方向性の授業実施を推進する。

(3) 医師国家試験合格率の向上

- ① 学習指導を強化し、留年者数の減少を図る。
 - ・ 卒業試験問題作成ワークショップを通じてより良い問題を増やし、卒業判定の精度を高める。
- ② 現行のモデルコアカリキュラムから、改訂版に移行する学年の移行を確実に実施する。
 - ・ 令和 9 年度以降の第 4 学年時間割および、臨床実習を中心にカリキュラムの構成や時間数を改める。

(4) 学生支援の更なる充実

- ① 学年担当委員会の機能について見直しを図る。
 - ・ 学年担当委員が行う支援について、キャリアガイダンスとプランニングを含めた支援内容を検討する。
- ② 学医と学生相談室と学年担当委員会の連携強化を図る。
 - ・ 学生定期健康診断の再受診率改善に向けた具体策を検討する。
- ③ キャリア教育の充実と地域卒学生の進路支援を検討する。
 - ・ 在学生全体には学年担当委員が、地域卒学生についてはキャリアコーディネーターを中心とした進路指導体制について、具体的に検討する。
- ④ 学生支援に関する方針を定め、学生要覧等に明記し、周知を図る。
 - ・ 学年担当委員の機能見直しを踏まえて、学生支援に関する方針の具体案を作成する。

(5) 適正かつ公正な入試の実施

- ① アドミッション・ポリシーの定期的な見直しを行い、適正かつ公正な入学者選抜を行う。
 - ・ 社会や教育環境の変化を考慮し、定期的にアドミッション・ポリシーの見直しについての検討を行う。また、適正かつ公正な入学者選抜を行うため、引き続き入学者選抜検証委員会において入試が適切に行われていたかの検証を行う。
 - ・ 改訂されたアドミッション・ポリシーを、大学ホームページおよび説明会を通じて広く公表し、受験生や関係者に正確に伝える。
- ② 多様な学生を確保していくため、入学者選抜方法の見直しを検討する。
 - ・ 入試区分ごとに入学者の成績データを分析し、各選抜方式による募集人数を適正化するための検討を進める。

- ・高校や進学塾を対象に積極的な情報発信を行い、大学の魅力を伝えることで多様な学生を呼び込む。
- ③ 高大接続の推進について検討していく。
 - ・高校生や教職員を対象に、オープンキャンパスの情報を広く伝える広報活動を展開し、参加を促進する。
 - ・高校生を対象にした体験型イベントや模擬講義、医学生や教員と交流できるセッションの設置等、オープンキャンパスやセミナーの内容をさらに充実させる。

2.大学院

(1) 臨床研究に優れた研究者の育成

- ① 研究内容を世界へ発信する。2030 年度までに学位申請論文（主論文）において全て英文論文の作成を目指す。
 - ・英文論文の作成を推奨する。英文論文作成に関する授業を含め、講義内容の充実を図る。AI ツールの適切な使用方法を指導する。必要に応じてワークショップの開催や個別指導を検討する。
- ② 研究指導に係る体制・方法をあらかじめ大学院学生に十分に示し、修業年限内で修了できるよう指導する体制を強化する。
 - ・専攻分野ごとに、研究指導に係る具体的な研究指導計画書や研究体制を入学後の早い時期に学生に明示し、この内容を大学院受理審議委員会が確認するといった体制の整備を検討する。また、過去の修了延期者の要因分析を実施し、指導の質や学生サポート体制の改善に努め、修了延期事案を未然に防ぐ。
- ③ 教員の教育力の向上を図る。
 - ・大学院 FD として研究指導補助教員向けの講演会開催を検討し、具体的な教育スキルを学べる場を提供する。
- ④ 講義の質の更なる向上を図る。
 - ・授業内容の受講者アンケート結果を参考に、大学院カリキュラム委員会を中心に講義内容の検討を行う。総合教育科目・最新医学講義では全ての講義において動画を作成し、指定期間中に学生が自由に閲覧できるようにする。
- ⑤ 学位授与方針に沿った学習成果の測定・評価を適切に行う。
 - ・学位授与方針に沿った現状の学習成果・習得度の測定・評価の方法（修了時の専

門知識習熟度、研究能力、研究意欲、研究発表能力、英語読解力、研究成果、学会発表数、論文業績、学位論文の独創性・重要性・発信力など）について検討し、明示する。

(2) 学生支援の更なる充実

- ① 研究アドバイス委員会等の委員による学生支援体制をさらに強化する。
 - ・ 研究アドバイス委員会等において、学生支援の総括を行う。
- ② 学生の進路希望の状況を把握する体制を整える。
 - ・ 大学院教学委員会が大学院学生から個々に相談を受けて進路支援を行うことを更に充実させるための方策を検討する。また、他施設への進路支援に向けて学生に進路希望の調査を検討する。
- ③ 学生支援に関する方針を定め、大学院マニュアル等に明記し、周知を図る。
 - ・ 学生支援に関する方針について大学院マニュアルに追記する。

(3) 収容定員充足率の向上

- ① 医学部学生や初期臨床研修医が研究に対して興味がわくよう、研究の重要性などを周知できる機会を設ける。医師以外の者、社会人大学院生及び外国人留学生、研究生の受け入れ拡充を図る。また、基礎系の研究者養成枠の設置についても検討する。
 - ・ 大学院定員充足率の向上に向けて、各専攻分野の研究内容の周知や大学院 Web 説明会、大学院 PR 動画を HP に掲載する等、募集活動の強化を図る。また、基礎系の研究者養成枠について検討する。
- ② 医学研究科における学生に求める入学前の学習歴、学力水準について、入学者受け入れ方針を示す。
 - ・ 入学者受け入れ方針に医学研究科における学生に求める入学前の学習歴、学力水準を明示し、HP 等に掲載する。

3. 看護専門学校

(1) 看護専門職者の育成

- ① 関連病院看護部と連携した臨地実習での学習の充実を図る。

- ・ 1) 実習目的・実習目標・実習方法について、学校と実習施設の間で共通認識を確立し、臨地実習指導を適切に行う。
 - ・ 2) 実践場면을教材化し、学生が自らの体験を振り返り、意味づけができるよう指導を行う。
- ② 社会が求める看護職専門職者の育成をする。
- 1) 地域医療を推進するための地域包括ケアシステムの理解（学習の促進）
 - ・ 日本の地域医療および地域包括ケアシステムに関する講義を、学生の学習習熟度に応じて段階的に実施する。
 - ・ 成人・老年看護学実習Ⅰ、地域包括看護実習、地域・在宅看護論実習において、学内での学びが積み上げられ統合されているかを評価し、必要に応じて修正を行う。
 - 2) 多職種連携（協働）教育の実施
 - ・ 多職種の特性や役割を学ぶ機会として、段階的な講義や臨地実習を実施する。
 - ・ 統合実習において、チーム医療の一員として多職種と連携（協働）する機会を提供する。
 - 3) 臨地実習での臨床判断能力の育成
 - ・ 実践場면을教材化し、学生が自らの体験を振り返り、意味づけができるよう指導を行う。
 - 4) 専門職者としての看護とは何か、自らの体験に基づき表現できる
 - ・ 各臨地実習後にリフレクションを実施する。
 - ・ 統合実習後、学生が自己の看護観について表現する機会を持つ。
- ③ 看護師国家試験合格にむけた支援をする
- ・ 「聖マリアンナ医科大学看護専門学校 国家試験・学習支援対策」に基づき、成果を確認しながら計画的に進める。
 - ・ 1年次から、保証人・学生本人・教員による三者面談を実施する。
 - ・ 卒業年次における個別担当制を継続し、個別指導をさらに充実させる。
- ④ 学生の目指す進路が達成するよう支援する
- ・ 2年次に、学生の進路希望（進学・就職）を確認し、把握する。
 - ・ 法人の人事課、ナースサポートセンター、看護部と連携し、「関連病院見学」「関連病院インターンシップ」「関連病院就職説明会」を実施する。

(2) 学生支援体制の充実

① 学習困難者への学習を支援する

② 学修遂行を支える支援をする

- ・ 低学年より、習熟度別の学習指導を実施する。
 - 1 年次：学校生活への適応を促し、個々の学習方法を確立するための指導を行う。
 - 2 年次：既習学習内容の定着を図るための指導を行う。（模擬試験のリフレクションおよび臨地実習ごとの実習前学習・実習中の経験・実習後のリフレクションを実施）
 - 3 年次：臨地実習において、知識・技術を活用し統合できるよう指導する。（領域別実習および統合実習における実習前学習・実習中の経験・実習後のリフレクションを実施）
 - 卒業時：専門職者としての自己の看護観を明確にする機会を提供する。

③ 教材教具の整備と充実

- ・ 各教室の AV 機器の保守点検を行う。
- ・ シミュレーション学習の充実を図るため、教材・教具の整備、点検、補修を実施する。

④ 学校生活への適応を促進する

- ・ 入学時オリエンテーションの充実（学則・成績細則、学生生活の心得、講義・技術演習の受け方等の明確化）
- ・ 臨地実習オリエンテーションの充実（創意工夫を凝らし、より実践的な内容とする）
- ・ 学生相談窓口の明示

⑤ 心身の健康を維持する支援をする

1) 学生カウンセリング

- ・ 学生カウンセリングとの連携を強化し、いつでも相談できる体制を維持する。
- ・ 学内の目安箱に寄せられた内容のうち、心理的な側面や人間関係に関するものについては、学校カウンセラーと連携し、適切に対処する（秘密保持を厳守）
- ・ 学生相談窓口を明示する。

2) 合理的配慮（障がいを持つ学生の支援）

- ・ 合理的配慮（障がいを持つ学生への支援）が必要な場合は、学生本人が申請できるように、十分な説明を行い、支援が効果的に進められるようにする。

- ・ 合理的配慮の対象となった場合は、本校の「障がいを持つ学生の支援」に基づき、適切に対応する。

⑥ 保証人と連携した学生支援をする

- ・ 学年ごとに「始業時保証人説明会」を実施する。
- ・ 成績や出欠席状況など、学校生活に困難を抱える学生について、保証人・学生・教職員の三者面談を実施する。
- ・ ホームページやメールなどのツールを有効活用し保証人への連絡を円滑に行う。

⑦ 学生生活に関わる環境を充実させる

1) 建屋の安全性・審美性の向上

- ・ 防犯カメラの設置を計画的に進める。

2) 学生ロビーの環境改善

- ・ 学校内の清掃、結露防止（カビ予防）、植栽の管理、学生ロビーの環境改善を順次計画的に進める。

3) 学生が活用しやすい IT 環境の整備

(3) 優秀な学生の確保

① 志願者を確保する

1) 入試広報活動の充実

入試広報活動を積極的に推進する。

- ・ 高校訪問
- ・ オープンキャンパス
- ・ 受験生のニーズを考慮した選抜方法の選択
- ・ 受験生に関する多角的な情報収集

（指定校訪問・高校での入試説明・業者主催の入試説明会への参加を通じて、受験生・保証人・高校教師等から情報を得る）

- ・ 受験生確保を目的とした多角的な情報発信

（ホームページ・看護学校公式 LINE・西部病院外来サイネージ・業者を介した広報など）

② 本校のブランディング戦略を立てる

- ・ 本校の強みを明確に伝える。

現代社会が求める看護師を育成するためのカリキュラム

充実した臨地実習のための実習施設の確保

本校と医学部・臨床との連携

卒業後のキャリアアップにつながる多様な環境

国家試験対策の充実

SDGs 教育の推進

- ・ 本校の強みを効果的に伝達する。

(ホームページ・学校案内パンフレット・オープンキャンパスなどを活用)

- ・ その他 インターネット出願システム導入準備 (予定)

(4) 学校経営の充実

① 学校の安全を確保する

1) 防災対策

- ・ 防災訓練を学生は年 1 回、教職員は年 2 回実施する。

2) 防犯対策

- ・ 防犯訓練を学生は年 1 回、教職員は年 2 回実施する。
- ・ 防犯カメラを増設する (予定)

3) 感染予防対策

- ・ 感染症に関する学内ガイドラインを整備し、状況の変化に対応する。
- ・ 感染状況に応じたタイムリーな感染予防対策を実施する。(定例の会議を月 1 回実施)

4) 多角的なリスクへの対応

- ・ 早期危機察知システムを構築する。
- ・ 校長・副校長・教務主任・教務科長・事務長で構成する危機管理対策会議において、迅速に対処方法を決定する。

② 学校環境の整備、教育力の向上を図る

1) 施設・設備の維持管理

防犯カメラの増設、各教室の AV 機器の保守点検の実施、各教室および廊下の結露防止(カビ防止)植栽管理

2) 教職員の資質向上

教職員の研修や学会参加を促進し、自己研鑽の機会を増やすことで、多様な学生に対応する能力を育成する。

教員の教育力向上および学生指導全般の知識拡充を目的とした研修や研究的探求の機会を確保する。

4.教員組織

(1) 教員組織の充実

- ① 教員の適正配置について検討を行う。
 - ・ 臨床実習における学生アンケート結果等を踏まえ、人数及び適任者を配置する。
- ② 研究科の教員組織の編成方針について、求める教員像とともに、規程等に明確に示す。
 - ・ 研究科の教員組織編成方針について検討し、明確に示す。

5. 研究

(1) 研究活動の更なる活性化

- ① 公的研究資金を取り扱う機関として、研究倫理教育プログラムの受講率 100%を維持する。
 - ・ 研究倫理教育プログラムの受講率 100%を維持・継続すると共に臨床研究従事者に対する倫理講習（A～C）の毎年受講の徹底を図る。
- ② ダイバーシティ・キャリア支援センターを中心に、引き続き、女性研究者、若手研究者等への支援制度を継続する。
 - ・ ダイバーシティ・キャリア支援センターを中心に引き続き機関として女性研究者、若手研究者の研究支援に取り組む。

(2) 研究基盤強化・環境整備

- ① 学内研究助成金の創設や各種外部研究費の獲得に向けた支援や研修制度、教育研究補助を行う人材の雇用制度等の整備の充実を図る。
 - ・ 新規学内助成金（がん研究）創設と公募実施、各種外部研究費の獲得増進に向け、本年度も URA による個別支援の強化と研究費獲得ノウハウを主眼とした講演会を開催する。
- ② 研究室の整備に加え、大型研究設備や各種研究用機器の共同利用に関する体制の整備充実を図る。
 - ・ 本年度も共同研究機器の利用率・稼働率の正確な把握と向上に努める。

(3) 研究成果の社会還元（知財）

- ① 本学指定技術移転機関と協力体制を組み、学内における知的財産の発掘、権利化の推進を図る。
 - ・ 知的財産を共同研究、ライセンスリング、ベンチャー設立などのそれぞれ最適な形で事業化できるよう計画し、その実現に向けて本学指定技術移転機関と共に支援を行う。
- ② 医学部生・大学院生・研究者の知財に関する意識の向上を図るため、周知を行う機会を設けるよう検討する。また、学内の有望シーズが埋没しないようシーズ発掘への支援体制の強化を図る。
 - ・アントレプレナー教育の実質化を図り、知的財産の価値を理解させ、知財創出や活用の意欲を高める。

(4) 産学官連携の活性化

- ① 明治大学と毎年共同研究会を実施しており、これらの取り組みを含め、大学間連携による共同研究を発展させるよう更なる検討を進める。
 - ・ 明治大学との共同研究会の実施を予定している。より多く参加者を集め、本研究会を通じて共同研究を増やすために、引き続き実施形式の検討を進める。
- ② 産業界等との協力を強化し、事業化を見据えた知財戦略を策定する体制を整備する。
 - ・ 産業界等とのパートナーシップを通じて、新たなビジネスチャンスを生み出し、ライセンス収入等による研究資金の好循環を目指す。
- ③ 海外からの研究員との相互交流の更なる充実を図る。
 - ・ 国際交流センター及び関係部署と連携を密にし、積極的に海外の研究機関との交流を拡大する。

6.大学病院

(1) 安全で良質な医療の提供

- ① 医療安全管理体制の強化を図る。

目標：医療安全文化の浸透と定着。重大なインシデントゼロを目指す体制の構築。

施策：1)医療安全マニュアルの更新と遵守徹底。部門ごとのマニュアル改訂を完了し、現場での適用状況を確認。ラウンドで遵守率をモニタリング。2)リスク

アセスメントの強化。潜在的リスクの特定と対策（例：ヒューマンエラーの分析、モニタリングシステム強化）。重要項目（生体モニターや輸血、転倒転落など）の TF や WG 活動の継続。3)医療安全教育の体系化。医療安全に特化した定期研修（職種別・階層別）を実施。Team STEPPS の導入。

評価方法：年次目標として遵守率やインシデントの減少数を設定し、定期評価を実施。職員満足度調査で安全文化への認識を確認。

② コンプライアンス体制の更なる強化を図る。

③ 信頼及び満足度の向上に努める。

・ 目標：患者と職員双方の信頼関係の向上。患者満足度の定量的向上。

施策：1)患者とのコミュニケーション向上。インフォームドコンセントの徹底。

医療安全関連情報の可視化（患者向け報告会やリーフレットの配布）。

2) フィードバックループの強化。患者満足度調査の結果をもとに、迅速な改善活動を実施。職員からの意見を基に現場の課題を解決する仕組みを構築。

3) 心理的安全性の確保。職員が意見を述べやすい職場環境の醸成。職員のストレス管理プログラムやサポート体制の充実。

評価方法：患者満足度調査スコアの前年比改善。職員エンゲージメント調査スコアの向上。改善活動の実施数および成果（例：患者からのポジティブフィードバック件数）。

・ 「TQM 委員会患者サービス・職員エンゲージメント向上部会」において職員や患者の声を収集するための調査の設計・実施を行う。また、収集された情報を分析し、改善活動の PDCA を管理し、職員や患者の声が経営・運営の改善に活かされる仕組み作り・部署横断で対策実施を推進する。

④ 医療の質の向上のための取り組みを推進する。

・ TQM 委員会にて病院機能評価の各領域・各項目を継続的にモニターし、PDCA サイクルを各領域部会ごとにまわしていき、改善活動を継続的に行う。病院情報の公表における「医療の質指標」9 指標に加えて、新しい病院独自臨床指標を設定し、医療の質向上へ向けた取り組みを進める。

(2) 地域医療機関等との連携強化

① さらなる社会貢献及び地域貢献に取り組む。

② さらなる地域連携強化を図る。

- ・ 紹介返書率 100%を目指し、院内のシステム作りに取り組む。
- ・ Web 予約の新たな構築を行い、患者及び、近隣医療機関からもスムーズに予約できる環境を整える。
- ・ 顧客管理システムについて、診療科からのヒアリング実績を基に効果的な訪問活動の実施をする。
- ・ 計画的転院調整（脳神経内科・整形外科）の促進とさらなる拡大を目指し、地域医療連携の強化を図る。
- ・ 外来患者の支援を強化。入院せずとも安心して過ごせる在宅療養体制作り、また、入院をしても住み慣れた自宅に早期に退院できる在宅療養体制作りに取り組む。

(3) 先進医療の導入

① 高度先進医療の推進を図る。

- ・ 高度先進医療について：既存の先進医療を継続するとともに、新規の先進医療について幅広く募集し、新規案件の提案に対して支援していく。

② 臨床研究、医療技術開発の推進を図る。

- ・ 臨床研究・医療技術開発の推進について：治験件数の増加を図るために、治験管理室のみならず、薬剤部、臨床検査部、画像診断部等の調整を強化しながら、SMO との交流を深め、新規治験件数の増加を目指す。
- ・ 治験管理室（大学病院部署）では新外来棟に移転する事から、これまで課題であった薬剤保管庫の問題が改善される可能性がある。治験受託に際して最も大きな障害となり得た部分の改善は、今後薬剤部と人的資源を含めた資源投下の効率化を進める予定である。
- ・ 臨床研究・医療技術開発の推進について：2024 年度に導入した国際的大規模医療情報ネットワーク TrinetX の活用を推進するために、定期的なワークショップを開催する。また臨床研究論文の解析や論文作成の支援件数の増加を図る。さらに、臨床研究の基盤となる患者レジストリ研究の支援件数の増加を図る。

③ ゲノム医療の推進を図る。

- ・ がんゲノム医療の拠点病院として、ゲノム診断と推奨治療の提供に関する件数の増加を図る。また、ゲノム医療に付随する研究目的の生体資料を臓器横断的に管理可能なバイオバンク管理システムの充実を図る。2025 年度から開始となる血液造血器腫瘍のがんゲノム医療について、体制の整備を進める。

(4) 優れた医療人の育成

① 大学病院の特性を活かした医療人材育成を行う。

人材育成部門にて以下を実施し、病院理念を体現する人材の育成を推進する。

- ・ 病院の理念および基本方針を軸に人材理念を導出し、行動規範まで落とし込むことで求める人材を明確化する。
- ・ 職種やキャリア志向に沿ったキャリアプランの策定や職位別役割、求められる能力の明確化を行う。また、人事課等とも連携し人材を育む環境づくりについて検討をおこなっていく。
- ・ Good Practice Award を開催し、個人や部署の優れた取り組み活動を称賛・周知し、病院理念および基本方針、また職員間の相互理解を促進する。
- ・ 人材育成部門にて、「教育研修」について、部門の垣根を超えて横断的に多職種で話し合いを行い、提案をする。
- ・ 初期臨床研修

- 1) 初期臨床研修で求められている制度の理念を携帯する。
- 2) 研修医を指導する上級医や指導医を指導者が評価する制度の確立を目指す。
- 3) 地域住民や患者さまからの研修医に対して、救急外来患者からご評価頂く。
- 4) 当院で研修をした研修医の追跡調査を行う。
- 5) 当院の研修プログラムなどについて、第三者評価機構を受審する。
- 6) 働き方改革に伴った勤務時間と研修内容の再評価を行う。

(5) 安定した経営基盤の確立

① 診療科毎に稼働額の目標を定め、適正な医療収入の確保に努める。

- ・ 各診療科とのヒアリングにより、収益性の高い案件を精査し、法人本部に対して積極的に提言する。
- ・ 地域連携パスの充実を図り、病病連携及び病診連携を促進する。

② 医療経費削減・適正化を図る。

- ・ 緊急使用器材の見直しやバイオシミラーへの切り替えによる材料費の削減を図る。

(6) 医師の働き方改革の推進

① 医療 DX の推進を図る。

- ・ AI 活用による業務効率化を検討する
- ・ 医師労働時間短縮計画に基づき、医師の働き方改革ワーキングを課題進捗に応じて

開催し、医師の時間外労働上限規制に向けた労務管理体制の構築、宿日直許可申請の推進、医師の労働時間該当性について検討する。

7.西部病院

(1) 安全で良質な医療の提供

① 医療サービス標準化と患者支援強化

- ・ 病院機能評価受審を機に、「患者相談窓口」の掲示について、標準的なものに変更すると共に、今後の計画として、患者支援センター1, 2, 3 及び患者相談窓口への誘導や案内表示を明確にし、わかりにくい、相談しづらい、いつも待たされるといったような指摘の解消をはかる。最終的には、患者支援センターが 1 箇所集約されることを目標とするが、DX などを活用しながら、受診相談、転院相談についても迅速に待ち時間の少ない運用を目指す。
- ・ 市民公開講座開催時の PR 方法の確立（2024 年度開催時の PR 方法を踏まえて、事前周知の方法をアンケートを基に見直しを行う）
- ・ 対面開催に関しては会場確保も含めて計画的に実施する。
市民向けの健康まつり（通称：マリフェス）開催
広報誌：「いこいの森」は年 4 回の発行から 2 回へ変更。これまでの医療機関と市民両方をターゲットにしていた内容から、両面印刷のフライヤー形式に変更し読者対象を市民とする。また医療機関向けの広報誌「NETWORK」を再開する。
- ・ ホームページの見直しを検討する。
- ・ 患者満足度アンケートや患者支援センターに寄せられる意見・要望に基づきサービスの向上を図る。

② コンプライアンスの強化

- ・ 病院機能評価受審結果を踏まえ、課題と思われる点の継続的なフォローと改善活動の実施
- ・ 2024 年 11 月に J C E P 更新のための書面調査を受け、2025 年 1 月継続認定となった。2026 年度の訪問調査に向けて、プログラムの見直しや課題抽出と改善活動を計画的に実施する。
- ・ 医療監視や適時調査などの立入り検査に備え、施設基準に関する内部チェック体

制の継続と勉強会を継続的に行う。

- ・ ダブルチェックについて病棟によって方法が異なることから、2025 年度第 1 回医療安全研修にて主テーマとして取り上げる予定である。

③ 倫理・医療安全体制の強化

④ リスク管理と防止策の高度化

- 1:専従看護師の配置が本学他機関と異なる短期間の任期制をとるのであれば、3 人体制・3 年任期が必要不可欠（例：師長－副師長－主任体制 任期を分散させることで引継ぎ期間を含めスムーズな体制変更へ）。医療安全管理室長補佐体制の強化として、室長代理（現場業務責任者）の設置や副室長の職種別設置の検討（医師・看護師・事務）が必要なため体制構築に関する要望書を提出済み。
- 2:診療・行事問わず 3 病院統一に向けたすり合わせを 2025 年度第 1 回目の 3 病院医療安全連絡会議で再提起予定。
- 3:前年度と同様に病院幹部対象研修・セーフティマネージャー対象研修を企画予定。
- 4:P S P レポートシステムの更新については2025 年度当初予算項目として申請しているが、他施設との医療安全相互ラウンドにおいても毎回指摘事項として挙がる事項であり、また本システムを使用する教職員にとっても業務の効率化につながるため、年度当初より改めてベンダ選定を行う。
- 5:急変症例の振り返り・分析が院内迅速対応チーム会議へ移管したため、M&M カンファレンスの主催も移管する方向で院内にて協議する予定。
- 6:患者フォローアップ確認体制について、医療安全管理室によるサードネットおよび紹介状・診療依頼の確認体制は未構築・未完了であり、システム更新時に新規運用設計を行わない限り解決は困難と考えられるので、必要な予算措置を講じ、実行する。
- 7:院内迅速対応チーム会議と協同したシミュレーショントレーニングを企画予定。

(2) 地域医療機関等との連携強化

① 地域のニーズに応じた医療の提供

- ・ 断らない救急医療の実践

救急車受入台数の増加を図り、救急応需率の改善に努める。

救急隊との意見交換および連携強化。

横浜市二次救急拠点病院への参加に向けた検討を行う。

- ・ 周産期医療のさらなる充実
 - 分娩件数の増加
 - 無痛(和痛)分娩の再開
 - 産後ケア事業の対象者を市外在住者にも拡大するとともに、広報活動を強化して利用者の増加に努める。
 - ・ がん診療の拡充
 - 外来化学療法室の運用の見直し
 - 「神奈川県がん診療連携指定病院」の指定に向けた準備を進める。
 - ・ 北病棟の二次オープンに向けた検討を始める。
 - ・ 外国人次第について、多言語通訳のツールを導入する。また「外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）」の認定に向けて取り組む。
- ② 地域医療支援病院としての返書管理の徹底。
- ・ 返書管理は、現在初回のみしか行われていないため、今後は中間及び最終の返書確認をタイムリーに行うよう運用を見直す。それに伴い、初回の返書を自動的に発送できる仕組みの導入も検討する。
- ③ 地域医療機関との協力体制の強化
- ・ 連携登録医登録数の増加に向けた活動を継続する。また、連携登録病院、連携登録歯科医制度の新設について検討を開始する。ハンズオンセミナーの開催機会を増やしていく（オンライン活用）
 - ・ 外来部門・他の医療機関からの受診依頼応需率向上に努める。
 - ・ 医療機関訪問のさらなる強化を図る。
 - ・ 地域医療機関を対象とした地域連携セミナーを継続するとともに、内容の充実を図る。
 - ・ M-NET（旭区・瀬谷区の本学同窓または西部病院勤務経験者によるネットワーク）の活動再開に向けて取り組む。
 - ・ 当院への期待、要望等を把握するため、行政機関や近隣医師会等との意見交換会やアンケートを実施する。
- ④ 診療科ごとのデータを活用した集患の強化
- ・ 診療科毎の広報用ツールの作成、配布、公開などを行い、診療科ごとにターゲットを絞った広報、医療機関訪問活動を行う体制を構築する。
 - ・ 診療科ごとのデータをもとに受診動向や地域特性を分析し、当院の強みを活かしつつ、患者に求められる医療サービスの提供をめざす。

(3) 先進医療の導入

① 先進医療に関する病院独自の仕組みの構築

- ・ 高難度新規医療技術評価検討部会の体制を整備し、最初の先進医療導入事例として消化器一般外科におけるロボット支援システム「センハンス」の導入を支援する。この事例を参考にその後の先進医療の円滑な導入及び適正な提供を図る。

② 先進医療に関する研修プログラムの充実

- ・ 先進医療導入に必要な人材の確保と育成を図る。

③ 臨床研究、医療技術開発の推進を図る。

- ・ 治験及び臨床試験が適切に実施されるよう、大学の研究推進課及び治験管理室と連携をはかる。
 - 1) サポート体制の構築
 - 2) スタッフへの教育
 - 3) 倫理・科学性が確立確保された試験の実施
 - 4) 新規治験等の積極的受託を支援し、治験収入(医療外収入)等の増収を目指す。

(4) 優れた医療人の育成

① 教職員の倫理的課題認識の強化プログラムの実施

教育研修委員会を中心に、研修内容を具現化する。

- ・ 教職員一人ひとりが倫理的課題を正しく理解し、日々の業務で実践できるよう、研修やディスカッションを通じて倫理意識を向上させる。
- ・ 個人情報保護やコンプライアンスの重要性を認識させ、具体的な行動規範の定着を目指すプログラムを実施する。
- ・ ハラスメント防止や相互尊重の文化を根付かせ、働きやすい職場環境を確保する。

② 継続的な教育・研修の実施による専門性向上

- ・ 学会等の旅費交通費・参加費の経費支出を継続する。
- ・ 特定看護師、診療看護師の育成を支援する。
- ・ 職員の資格取得を支援する。

③ 充実した臨床研修プログラムの策定と評価制度の整備

- ・ ポートフォリオの「臨床研修の目標の達成度判定票」を用いて修了判定を行ってきたが、2024年度よりEPOC上で評価する方法に変更した。データの使用方法を検討し、継続して判定票を用いて修了判定を行う。臨床研修管理委員会での

修了判定は、これらの資料を基に審議を行っているが、審議内容を詳細に議事録等に記録する。

- ・ 研修プログラムの見直しを全科に対して依頼し見直す。
- ・ プログラム責任者、指導医の評価について評価方法を検討する。
- ・ 指導者による一般評価行われている。評価票に必要な項目を収載するよう見直す。
プログラム責任者について E P O C 上にもその記載欄がないため、臨床研修上必要であれば法人内で検討する。

(5) 安定した経営基盤の確立

① 組織図の見直し

- ・ 病院機能評価受審に伴い病院組織図の見直しを行ったが、今後も不断の見直しを行う。

② 個人情報保護と診療情報管理の整備

- ・ 「診療情報(記録)の提供等に関する要綱(細則)」と「個人情報保護規程」に基づき、診療情報管理室と情報を共有し、必要に応じて対応する。手続きの手順等について整備をする。

③ 臨床指標・質指標の明確化と PDCA サイクルの強化

- ・ DPC データを基に集計している各種指標は診療部長はじめ院内関係者に定期的に配信されているが課題解決など具体的な施策まで検討されていないのが現状である。今後は TQM 委員会および関連する委員会を通じて課題の分析と改善策を講じる。

④ 持続可能な経営基盤の整備

SPuP（西部病院パワーアッププロジェクト）の施策に沿った事業計画

1.1 近隣医療機関からの改善要望として多い、待ち時間、保留時間、検討期間など、時間がかかっている部分の解消に向けて業務改善をはかる。

- ・ 待ち時間…診療ブース、医師数に対しての患者数の標準的な人数を把握し、それより多い患者数の場合は、待ち時間が長くなることを予測し、待ち時間を有効に活用してもらえる方法を検討する。
- ・ 問い合わせ時の保留時間を短くするため、標準対応マニュアルとして活用が可能な、問い合わせ対応履歴の導入、過去の対応内容から、対応方法を検索できるシステムを導入して、電話対応自体のクオリティを上げる。
- ・ 入退院の相談について、積極的に入退院支援のシステムを活用し、調整案件の

決定までの期間を短くしていく。検討時間を短くすることで間接的に集患に寄与すると考えられる。

1-2 診療科ごとの患者数や地域特性、疾患傾向を分析し、訪問活動の効率化を図る。

1-3 外来部門では、地域医療連携の受診相談応需率向上に努める。

2-1 17時から22時の救急患者を積極的に受け入れるとともに、救急隊のアンケート結果をもとに改善策を講じ、救急患者増を目指す。

2-2 看護必要度を適切に評価し、効果的な病床運用を行うことで、限られたリソースを最大限に活用する。

3-1 症例別に適正な入院期間の管理を行う。

3-2 土日入院の促進と効率的な病床管理を行う。

3-3 転院調整を含むベッドコントロール業務を一元化することを目的として患者支援センターに集約する。

4-1 手術に関しては、運用改善に着手し、手術器械セットの標準化や管理ツール（RFID ラベルやバーコード）の導入時期を具体化する。

4-2 委託会社の評価基準については、関係部署と協議の上、評価シートの作成に取り組む。

4-3 土曜日における手術枠の活用を促進する。

5 急性期充実体制加算の施設基準を満たすべく、消化器内視鏡の手術件数を増やすたるに対象患者の集患に努める。

6-1 予算執行状況の把握と予実の差異分析を行い、予算到達度や今後の課題を明確にし、適宜必要な措置がとれるよう管理を強化する。

6-2 新たな加算の算定と算定漏れ対策チームを立ち上げ、増収をはかる。

6-3 会議資料の電子化およびモノカラー（2色刷り）を積極的に推進するとともに、省エネを促進し経費削減に努める。

7 3北病棟の早期本格的稼働を実現する。

8 ニーズに応じた診療を提供できるよう医師の確保に努める。

8.多摩病院

(1) 安全で良質な医療の提供

① 地域医療支援機関として地域のニーズに応じた医療を提供する。

- ・川崎市内感染制御体制のさらなる拡充

KAWASAKI 地域感染制御協議会設立から 13 年、専門領域の多くの教授の輩出を始め日本をリードする体制が構築されており、社会福祉協議会や獣医師会などへのさらなる働きかけを強めていく。

② 医療安全管理体制の強化を図る。

- ・地域医療安全体制の構築

地域で医療安全を主導する環境がないため、行政や地域住民を含め、地域としてさらなる医療安全を推進する体制整備を進める。

③ コンプライアンス体制の強化を図る。

- ・医療の質改善活動の推進

地域における医療の質改善活動を主導できる病院機能評価サーベイヤーの拡充を進める。

④ 信頼及び満足度の向上に努める。

- ・医療における倫理的課題に対する地域連携の推進

在宅医療を含め、advanced care planning を含めた臨床倫理的な課題の地域での共有と対策立案を主導していく。

⑤ 引き続き、日本医療機能評価機構と協働しながら、安全で良質な医療の発展に尽くしていく。

- ・DX の推進

富士通電子カルテシステム更新による安定した医療提供体制の維持"

(2) 地域医療機関等との連携強化

① 地域医療支援病院として登録紹介医との連携を充実させる。

- ・地域医療支援病院としての登録紹介医との連携のさらなる拡充と、社会福祉協議会との連携開始

② 産前産後ケアや緩和ケア、感染症診療など公立病院としての役割を果たす。

- ・産前産後ケアや緩和ケア、感染症診療など公立病院としての役割の継続的な追及

- ③ 急性期医療機関として高齢者施設を含めた医療圏内の他医療機関との連携を進める。
 - ・ 働き方改革の影響を最小限にするための病院協会を中心としたメディカルコントロール体制再構築への寄与
- ④ 自治会を始めとした地域住民への教育機会の提供を進める。
 - ・ 自治会を始めとした地域住民への教育機会の提供を進める。

(3) 先進医療の導入

- ・ がん治療、脳卒中、循環器系疾患に対する検査治療、各種手術手技、人工知能などにおける先駆的な治療方法を先駆けて導入し、地域に還元していく。

2024 年 10 月から開始した産婦人科手術領域でのダビンチ手術のさらなる拡充、大学と連携した小児てんかん診療体制の整備、がん、脳卒中、循環器系疾患に対する検査治療や各種手術手技、人工知能の導入などにおける先駆的な治療方法の先駆的導入と地域への還元

(4) 優れた医療人の育成

- ① 看護や医師以外の職種におけるラダーを含めた能力評価を開発・導入する。
- ② 医師に対する客観的評価基準を開発する。
- ③ 特定看護師、診療看護師の育成を拡充する。
- ④ 医師や看護師以外の職種における資格取得を推進する。

年 4 回の Case Study 手法を利用した多摩病院塾の継続、自治体病院学会を見据えた、コメディカルを主体とした研究志向の醸成、SDGs、広報戦略、病院機能評価などに対する専門人材の育成、総合診療センター予算の拡充によるトップレベルの総合診療医育成体制の構築、特定看護師、診療看護師育成の拡充、コメディカルの資格取得推進

(5) 安定した経営基盤の確立

- ① 指定管理者負担金と政策的医療交付金のアンバランスを解消する。
 - ・ 指定管理者負担金と政策的医療交付金のアンバランス解消に向けて、さまざまな視点から川崎市との交渉を継続する。
- ② 公立病院としての不採算医療に対する適切な財政的支援を獲得する。
 - ・ 直営 2 病院同様に、公立病院としての不採算医療に対する適切な財政的支援について、川崎市への要望を継続する。

- ③ 大規模修繕に関わる経費の公費負担を要望していく。
 - ・ 想定される大規模修繕に関わる経費について、公費での負担を川崎市へ要望する。
- ④ 経常費補助金不交付の是正を図る。
 - ・ 従事する医師（教員）を経常費補助対象者とするよう、本部と協働して文部科学省へ働きかける。
- ⑤ 高い診療報酬算定のための病院機能の維持拡大を進める。
 - ・ 急性期充実体制加算取得に向けた診療機能、手術部機能の拡充を図る。
 - ・ 電子カルテ更新による診療録管理体制加算 1 への復帰を目指す。
 - ・ 重症度医療看護必要度維持のための重症救急患者受け入れ体制の整備を進める。
- ⑥ 増収対策および経費削減対策
 - ・ タウンニュース、かわさき FM、地域のイベント、YouTube 配信、自治会への出張講座などのこれまでの広報戦略に加え、SNS を利用した病院広報のあり方について検討を進める。
 - ・ 企業健診、2 次健診の拡充を図る。
 - ・ 適切な委託業者の選択と契約内容を精査し、経費削減に努める。

9. プレストセンター

(1) 安全で良質な医療の提供

- ① 乳がん専門医療機関として、最新かつ、安全な医療を提供する。
 - ・ 大学・多摩とのシームレスな乳がん診療を行うために、大学メディカルサポートセンターとの連携を推進する。
 - ・ 大学病院から当院への MRI・CT のオーダー手順を確立したので、より多くの依頼を受け入れていく。
- ② 医療安全管理体制の強化を図る。
 - ・ e-ラーニングによる医療安全の教育を繰り返し行う。
 - ・ 大学の乳腺・内分泌外科と共有したガイドラインに基づいて標準治療を続ける。
 - ・ 保険適応外使用は、最新の研究論文に基き、委員会で評議のうえで使用について考慮する。
 - ・ 業務の効率化、働き方の改善を図り、他職種間の連携を強化し安全・安心の医療を提供する。
- ③ コンプライアンス体制の強化を図る。

- ・ 各種委員会を再検討し、職務内容の徹底を図る。
- ・ 管理者会議を定期的に行い、フレスト&イメージングセンターの方向性を共有していく。

④ 信頼及び満足度の向上に努める。

- ・ ブレストコーディネーター（MC）の育成とレベルアップを図る。

(2) 地域医療機関等との連携強化

① さらなる地域連携強化を図り、地域貢献に取り組む。

- ・ 周辺医療機関との地域連携会を毎年行うことで、他職種合同を推進し、顔の見える連携により、今後の紹介・逆紹介をスムーズにしていく。
- ・ 当院から連携施設に乳がん最新治療の情報発信を行う。
- ・ 区民まつりなど地域のイベントにも積極的に参加し、検診などの啓発活動を行う。
- ・ 新規開院をした乳腺クリニックとの連携を密にする。

(3) 先進医療の導入

① 臨床研究、医療技術開発の推進を図る。

- ・ 頭皮冷却の臨床研究を終了し、その評価を行う。
- ・ 画像診断精度の新評価基準のもと、当院の診断精度を研究会、学会で積極的に発信する。
- ・ HBOC に対する乳房 MRI 検診(自費)の普及を推進していく。

(4) 優れた医療人の育成

① 乳がん専門医療機関として相応しい人材の育成を行う。

- ・ マンモ研修、多摩病院からの薬剤学生受け入れなどを行い、大学附属施設として乳がん診療における、ユニークでオンリーワンの当院ならではの研修、教育を行っていく。

(5) 安定した経営基盤の確立

① 検診部門を拡充するなど安定した収入の確保に努める。

- ・ 検診者のニーズに応え、終日検診の実施日を増やす。
- ・ 大学病院との連携を強化し化学療法など、当院で行える治療については積極的に受け入れる。

- ・ ガイドラインに沿った新規薬剤、適応拡大の薬剤を安全に積極的に使用し、患者の安全・安心な治療につなげる。
- ・ PET-CT については大学との連携をさらに強化し紹介依頼を増やす。
- ・ 勉強会、連携会により、周辺医療施設との連携を強化する。
- ・ 大学病院の乳腺内分泌外科、多摩病院の乳腺内分泌外科との役割分担を明確にして、収支改善を図る。

10. 法人運営

(1) ガバナンスの強化

- ① 私立学校法改正（2025.4.1 施行）に準じた理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限及び責任を明確にし、私立学校の特性に合わせた形で建設的な協働と相互けん制を確立する。
 - ・ 改正私学法に基づき、役員・評議員の権限や役割に沿った体制の整備と相互の意見交換機会の拡充等を図り、法人運営及び理事会・評議員会の適正な運用を目指す。
- ② ガバナンスコードの遵守を徹底する。
 - ・ 改正私学法に基づくガバナンスコードの改定並びに理事の職務執行が法令及び寄附行為に適合するための仕組みとなる「内部統制システム」の基本的方針を取り決める。
- ③ 社会的責任への取り組みを強化する。
 - ・ 本学が保有する教育・研究・診療で得られた多様な活動成果等を社会へ還元していく。法人が保有する情報の透明性を確保するため、ホームページ等で学内外へ積極的に発信し公開していく。

(2) コンプライアンスの強化

- ① コンプライアンス推進体制の強化を図る。
 - ・ コンプライアンス関連の啓発や注意喚起を担う推進体制の強化を図る。また、情報漏洩及びハラスメント等に関する啓発事案として e-learning の活用や研修会及び「強化期間」の設置等に取り組む。

② 公益通報制度の周知徹底を図る。

- ・ 公益通報制度の周知徹底を図るため、新入職者へのオリエンテーション及びイントラネット等を通じた情報発信に努める。

(3) 危機管理体制の強化

① リスク管理体制の見直しを行う。

- ・ 法人防災会議の開催を通じて自然災害だけではなく、個人情報関係、サイバー攻撃等及び安全保障輸出管理等様々な危機事象への対処方針を確認するなど、安心安全の確保に万全を期す。

② 危機管理マニュアルの見直しを行う。

- ・ 常に社会情勢の変化に応じた対応ができるように、内部監査室が行っているリスクマネジメント監査との連携を強化するとともに、必要に応じて机上訓練等を行い、危機管理対応力の向上に取り組んでいく。

(4) ブランド力の向上

① ブランド力向上のための推進体制を構築する。

- ・ 本学の目指しているブランドイメージ自体を再確認、再定義する。
- ・ 法人全体の広報活動の推進や調整するための仕組みを構築し、部門からの要望の吸い上げや必要なアドバイスを行う。

② ブランド力向上のための戦略的な計画等を企画・立案し、推進する。

- ・ 既存の広報媒体の発行・管理等の実態を調査、課題点を洗い出し、今後のブランドの浸透のために有効な手段について検討、提案する。
- ・ 本学のブランドイメージや評判についてタイムリーに情報収集を行い、目指すブランドイメージおよびブランド力に対する本学の現状の差異、他の医科大学等との違いを分析し、改善課題と施策を明確にする。
- ・ 教職員に対して本学のブランドについての理解促進、帰属意識強化を図るための施策を展開する。
- ・ 本学の特色・取り組みなどについて世間に広く認知してもらうため、ホームページ、SNS などの情報発信ツールのほか、業界雑誌やマスコミ取材等を通じた情報の拡散方法等について検討する。

③ 必要に応じて、外部支援（コンサルティング等）の活用により、自力では難しいブランドづくりに必要なサポートを得る。

- ・ 外部の専門家からのアドバイスを活用し、効果的にブランド力強化をはかる。

(5) 人事マネジメント（社会的課題への取り組み）の強化

- ① 時間外労働の削減及び有給化取得の向上を図るため、業務管理の緻密化による業務効率の上昇を図る。
 - ・ 勤怠管理システムの時間外勤務事前申告機能を活用し、時間外労働の適正な把握と縮減を図る。
- ② 導入して間もない医師の働き方改革について、制度の安定化と成果の実現を図る。
 - ・ 教員の自立的且つ主体的な時間管理を推進し、法令遵守した労働時間の徹底を図る。
- ③ 管理職への女性任用を推進する。
 - ・ 現在 17.6%である事務職員の管理職割合を 20%にすることを目指す。
- ④ 医師確保強化、医師の増員により、医師の労働環境を整備するとともに、地域医療への貢献を果たす。

(6) 適正な人員配置

- ① 最低賃金や民間企業給与の急速な上昇、ならびに一部職種の市場における人材不足等の外的要因の変化に対応した採用活動の充実をより一層図る。
 - ・ 外的要因の変化に対応した採用活動の強化を図る。
 - ・ 増員効果検証による適正な定員管理を図る。
- ② 増員については費用対効果を勘案して重点的な人員配置を図る。
 - ・ 「医師の働き方改革」施行後の労働状況を踏まえ、講座定員数を見直し、適切な人員配置を行う。
- ③ 医療技術職の技師長制度の整備をより一層進めることで、人材交流を柔軟化し、病院間連携の強化と人員配置の適正化を図る。
 - ・ 医療技術職の職種ごとの人事を一元的に統括する技師長制度の整備を図る。
- ④ より広く障害者雇用の充実を図り、雇用した障害者の活躍する場を提供することで、同時に教職員の負担軽減にも繋げる。。
 - ・ 採用に繋がる実習受入の促進や雇用した障害者の受託業務の掘り起こしを図る。

(7) コスト削減と業務管理の強化

- ① 医薬品の適正管理とコスト削減対策

- ・【医薬品の適正管理・廃棄薬】

在庫定数の適正管理を行うことで、期限切れを防ぎ廃棄薬削減に努めていく。

また、期限切迫薬剤については院内の会議体で周知を行い、使用を促していく。

- ・【医薬品のコスト削減対策・バイオシミラー・フォーミュラリー】

バイオシミラー(バイオ後続品)やフォーミュラリーを積極的に利用することで、患者の経済的負担や、医薬品費の削減を図っていく。

② 診療材料の適正管理とコスト削減対策

- ・【診療材料の適正管理】

診療材料の適正な購入手続きについて、医療器材委員会等を通じ周知・徹底を図る。また、委員長の交代や事務担当の異動等によって手続き方法が異なることのないよう購買ルールに則った管理体制を維持する。

- ・【診療材料のコスト削減対策・採用品集約】

医療器材委員会等を通じて、附属病院の採用品について、安価な同種同効品への集約化によるコスト削減を図る。

- ・【診療材料のコスト削減対策・多職種連携等】

ベンチマーク、他大学病院間の情報を共有し、診療材料の採用・変更の際の価格交渉にあたり、多職種で構成された医療器材委員会等の協力を得ながらコスト削減を図る。

(8) ICT 利活用推進による業務の質的向上と労働生産性改善、合理化追求、および情報セキュリティ強化

① 教育や研究に利用できる各種データの蓄積と利用環境の構築

- ・ 電子カルテシステムのテンプレートを用いて情報収集するしくみを構築する。
- ・ 教職員がデータ分析ツールや可視化ツールを利用しやすくする。
- ・ データ利用に関する研修会等を開催し、データリテラシーを向上させる。

② 次世代ネットワークの活用を視野に入れた通信インフラ整備

- ・ ネットワークの高速化・大容量化の環境を維持する。
- ・ セキュリティ対策を強化し、安全なネットワーク環境を構築する。

③ タイムリーな情報共有やコミュニケーション実現のためのツールの検討と導入

- ・ ポータルサイトを充実させ、情報発信・共有を活性化する。

④ 情報セキュリティに関する利用・運用ルールの充実と徹底

- ・ 情報セキュリティに関する基本方針や対策を明確化する。

- ・教職員・学生への情報セキュリティ教育を実施し徹底する。
- ⑤ 外務に向けた情報発信の充実
- ・情報発信するためのツールや運用の検討を行う。

(9) 内部質保証の推進

- ① 建学の精神に基づいて作成された「ディプロマポリシー」、「カリキュラムポリシー」、「アドミSSIONポリシー」相互の整合性を定期的に検証し、その結果を公表する。
- ・大学医学部ポリシー改訂ワーキンググループにおいて、「ディプロマポリシー」、「カリキュラムポリシー」、「アドミSSIONポリシー」の相互の整合性を検証している。検証結果に基づき、各ポリシーの見直しを行う。
- ② 内部質保証体制の強化に向けて、「大学自己点検・評価委員会」を中心とした自主的な点検・評価に基づく、点検・評価を毎年実施し、その結果を公表していく。
- ・「大学自己点検・評価委員会」を中心に、2024（令和 6）年度の自己点検・評価を着実に実施し、その結果を公表する。

11. 財務

(1) 安定的な教育研究診療活動遂行のために必要な財政基盤の確立

現在の厳しい財政状況に鑑み、本学の事業継続を可能とするために、下記事項を財務面における 2025 年度の最優先課題と位置付けて行動する。

- ① 中長期の財政計画の策定
- ・2024 年度に策定した 3 カ年収支改善計画(2024～2026 年度)について、2024 年度計画の達成状況を客観的かつ定量的に評価の上、リニューアル事業に係る 500 億円の借入金返済が本格的に開始する 2026 年度へ向けた収支計画および収支計画達成に必要な具体的かつ実現可能なエビデンスに基づく財政計画を企画立案する。
- ② 診療部門における増収増益対策の推進
- ・大学病院・西部病院・多摩病院・プレストセンターの 4 診療施設については、増収及び支出削減による増益対策を推進する。

③ 費用適正化対策の徹底

- ・ 費用適正化を達成するため、本部・医学部・看護学校においては、組織構造の見直しを含めあらゆる選択肢を排除せずに聖域なき改革案を策定の上、即時実行する。

④ 人的コストの費用対効果検証

- ・ 上記①～③を通じて適正な人的コストの達成を図る。

⑤ 診療事業以外での資金獲得対策の推進

- ・ 公的補助および外部研究資金の獲得と寄付募集活動の強化を進めるとともに、教育活動においては諸物価高騰相応分の負担を含めた適正な資金の確保に努める。

(2) 収益増進に寄与する戦略的投資の推進

① 医療機器への投資に限らず、収益増大に寄与する戦略的な投資の推進

- ・ 収支計画達成のために必要不可欠、かつ具体的な投資対効果が確実に得られる旨を経営会議で確認された投資(人的投資を含む)については、機関決定プロセスを経て積極的に推進する。

(3) 医学部棟耐震化に向けた整備事業の推進

① 耐震化事業計画の策定

- ・ 事業費の算定、資金調達方法の検討、金融機関等との協議

医学部棟の耐震化には全面的な建替えが必要となるため、資金調達と返済計画を含めた事業計画の策定へ向けた検討に速やかに着手する。また、未耐震の体育館については適切な耐震化に向け継続検討とする。

(4) 各特定資産の効率的な運用と有効的な財源活用

① 第3号引当特定資産(奨学基金)の拡充と効率運用

② 前田研究奨励金引当特定資産の効率運用

③ 施設設備維持引当特定資産の効率運用

- ・ 奨学基金、研究奨励基金については、安全性を最優先に持続可能な運用を図る。
- ・ 運用資産(特定資産、有価証券、現預金)は、まずその確保と維持を最大の目標とし、運転資金、借入金返済財源や投資財源とすることを避けるべく、遊休資産の流動化を含めて本学の事業継続に必要なあらゆる措置を講ずる。

12. 新たな寄付募集事業の計画

(1) 聖マリアンナ医科大学みらい募金の推進

- ① 聖マリアンナ医科大学みらい募金を開始し、募集活動については、年度ごとに活動計画等を策定し積極的な活動を展開
 - ・ 新たに設置した『聖マリアンナ医科大学みらい募金』の活動を推進し、教育・研究・診療活動および施設整備にかかる寄付活動を全学的に展開する。

13. 菅生キャンパスリニューアル計画

(1) 菅生キャンパスリニューアル計画

- ① リニューアル計画 STEP4 の安全かつ遅延の無い計画の遂行
 - ・ 新たなアスベスト含有箇所の発生に伴い、STEP4 のスケジュールの見直しを施工者と実施し、2024 年 12 月のリニューアル委員会にてスケジュールの変更承認を得ている。今後は、このスケジュールの遅延が無いよう管理する。
- ② 事業費管理
 - ・ 上記に伴う追加費用について施工会社と協議をする。また、継続してリニューアル事業費の抑制管理をする。
- ③ 緑化計画の実施
 - ・ 緑化計画の実施に向けた見積りの取得及び予算化をする。
- ④ バスロータリー引き込みに関するバス会社との協議
 - ・ バスロータリーの形状及び費用区分について、バス会社と協議をする。
- ⑤ リニューアル計画後の環境アセスメントの実施
 - ・ 環境アセスメントの委託業者とリニューアル計画後の実施に向け、打ち合わせをする。